

令和4年度第1回山形市景観審議会議事録

1 開催日時

令和4年10月25日（火）午後2時00分から午後2時45分

2 会場

山形市東部公民館2階講堂

3 出席者

(1) 委員12名

小林会長、山畑副会長、村松委員、佐藤委員、徳正委員、鈴木委員、服部委員、高橋委員、山田委員、會津委員、阿部委員、近埜委員
(欠席 青柳委員、田口委員、安食委員)

(2) 関係課3名

雇用創出課長、まちづくり政策課長、建築指導課長

(2) 事務局10名

まちづくり政策部長、都市政策調整監、まちなみデザイン課長、まちなみデザイン課長補佐、まちなみデザイン課景観係長、同係員（2名）、まちなみデザイン課屋外広告物係長、同係員（2名）

4 傍聴者

(1) 一般傍聴者 1名

(2) 報道機関 0名

5 議事

(1) 山形市景観計画の変更について（諮問事項）

6 報告

(1) 景観法に基づく行為の届出状況について

(2) 屋外広告物の設置許可等状況について

7 資料の名称

(1) 【資料1】山形市景観計画の変更について

(2) 【資料2】景観法に基づく行為の届出状況

(3) 【資料3】屋外広告物の設置許可等状況について

8 内容

(1) 開会（まちなみデザイン課長補佐）

(2) 挨拶（まちづくり政策部長）

(3) 会長挨拶

(4) 事務局から報告（まちなみデザイン課長補佐）

①開会要件を満たすことを報告

要件 委員の2分の1以上の出席（山形市景観条例第41条第2項）

(5) 諮問

(6) 議事録署名委員の指名（会長）

高橋 紀美子 委員

近埜 淳也 委員

(7) 議事（内容は以下のとおり）

山形市景観計画の変更について、資料（１）に基づき、まちなみデザイン課長より内容説明。

<議事（１）>

事務局（議事（１）説明）

議長 ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。

委員 この度は、新たに産業団地を造成することであるが、既にある山形中央インター産業団地や西部工業団地などの団地を拡げるのではなく、新規に造成するのはなぜか。

事務局 既にある西部工業団地や立谷川工業団地などは、おそらく昭和４０年代くらいに造成されたもので、その頃は、山形に限らず全国的に高速道路が全くなかった時代であり、そういった条件のもとで成り立ってきた団地が複数ある。その後、全国的に高速道路の整備が進むにつれ、産業・工業団地の用地選定にあたっては、インターチェンジの近くということが、物流等の観点から有利とされ、そういった立地でない団地は、競争力の面で劣っているとされてきている。以上の点を踏まえたうえで、インターチェンジに近く、また、地盤が固く大規模な建築物の建築に適している場所という条件の下では、現時点でこの度の計画地が最適であると結論付けたものである。指摘のとおり、既存の産業・工業団地を拡張し、既存の企業との連携も今後、検討していかなければならないと考えてはいるが、現時点においては、立地上、最適とした当該地への造成をファーストチョイスとしたものである。

委員 既存の産業・工業団地については、元来の果樹・田園景観から、造成に合わせて田園内産業景観に類型を変更したものか。また、この度の変更によって規制などはどのように変わるか。

事務局 既存の産業・工業団地については、現在の山形市景観計画の策定前からある団地であるため、計画の策定時点で田園内産業景観にゾーニングしたものである。
また、果樹・田園景観の規制については、集落内や田園内などの建物としていかに景観に配慮するか、田園内産業景観は、田園や果樹園の中にある産業・工業団地としていかに景観に配慮するかとの観点から基準を設けている。

議 長 それでは、本日の諮問事項である「(1) 山形市景観計画の変更について」、原案に異議のない方は、挙手をお願いしたい。

(全会一致)

議 長 本日の諮問事項について、全員意義なしと認める。
山形北インター産業団地については、新たに田園内産業景観として、ゾーニングが変更となるわけだが、その景観形成基準としては、定性的な基準がほとんどである。それを実効性のあるものとするためには、基準の中で施主や設計者にどれだけ努力をしてもらえるか、市でどれだけ誘導できるかということとなる。当該地区では既に地区計画も決定しており、その中でも景観に配慮をいただけることと思うので、周囲の果樹園や田園の中にある産業団地として相応しい景観が出来上がることを期待している。

(8) 報告 (内容は以下のとおり)

景観法に基づく行為の届出状況について、資料(2)に基づき、景観係長より内容説明。

屋外広告物の設置許可等状況について、資料(3)に基づき、屋外広告物係長より内容説明。

<報告(1)>

事務局 (報告(1)説明)

議 長 ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。

委 員 報告のあった中に「緑地帯を設け、周辺景観に配慮した」とあるが、他都市の事例を見ると、完成直後は植栽等により景観への配慮がみられるのだが、その後放置されたり、気が付くと樹木がなくなっていたりといった事例もある。適切な維持管理がなされているかどうかについて、市では確認を行うものか。行っていないのであれば、当初、景観形成に配慮した点が維持されるよう、確認を行っていただければと思う。

事 務 局 市では、完成直後の現場確認は行っているものの、その後の経過は把握していない。建築物等の届出は毎年数十件あるため、どのような形でその後の現状確認が可能か、検討する。

議 長 1件や2件の問題ではなく、次々と増えていくものでもあるので、どの都市においても同じような問題を抱えていることと思う。届出のあった建築物は景観法により、建築の条件となっているようなものだと思うので、その条件がどこまで継続するもの

か、また、どういった仕組みで建築後の維持管理につなげていけるのか、難しい問題でもあるので、今後、委員の方々から知恵を拝借できればと思う。

議 長 届出の事例について、一律に設けられた基準に適合したからといってうまくいくというものでもなく、周りとの調和が大事であるので、よく周りを観察し、設計者が知恵を絞った結果となっていれば何よりである。今後とも更にそういった意識の向上を図っていく必要があるので、景観の取り組みにより、先ほどの緑化の件もそうだが、そういったことが、常識として広く一般的となることを期待している。

<報告(2)>

事務局 (報告(2)説明)

議 長 ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。

質疑なし。

(9) その他
なし。

(10) 閉会 (まちなみデザイン課長補佐)